

様式第14号（第45条関係）

一般廃棄物処理業許可証

岩手県久慈市長内町第37地割12番地8
 株式会社 青松
 代表取締役 沈 松三

雫石・滝沢環境組合
 管理者 滝沢村長 柳村 典秀



平成23年7月6日付けで許可の申請のあった件について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条1項の規定により、これを許可する。

許可の区分	新規
許可番号	雫滝組第0726001号
取り扱う一般廃棄物の種類	東北地方太平洋沖地震・大津波により発生した災害廃棄物（廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）
一般廃棄物処理業の種別	収集、運搬及び処分
許可の区域	滝沢村の全域
許可の期間	平成23年7月27日から 平成25年3月31日まで
許可の条件	<p>1. 基準等の遵守 関係法令に定める基準等を遵守することはもとより、村並びに組合の計画及び指導に対し善良な立場において協力するものであること。</p> <p>2. 許可の取消し 法令又は条例及び許可の条件に違反した場合は、状況により許可の取消しを行うものであること。</p> <p>3. 処理施設の概要 (1) 設置場所 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字後 268 番地 238、268 番地 843、268 番地 913 及び 502 番地 7 (2) 施設の種類等 ① 種類 一般廃棄物の破碎・選別 ② 処理能力 廃プラスチック類：14.12 t/h、112.96 t/8h 紙くず：7.47 t/h、59.76 t/8h 木くず：8.37 t/h、66.96 t/8h 繊維くず：3.14 t/h、25.12 t/8h 金属くず：61.63 t/h、493.04 t/8h ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず：69.53 t/h、556.24 t/8h （以下、裏面記載）</p>

	<p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該業務を履行する際は、収集・運搬に使用する車両に、社名（屋号）及び一般廃棄物収集・運搬車両である旨表示すること。 ・ 村外の一般廃棄物搬入の許可期間については、それぞれの自治体等の一般廃棄物処理業の許可期間とする。
備	考

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、雫石・滝沢環境組合（以下「組合」という。）管理者に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定については、この決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に組合（訴訟において組合を代表する者は組合管理者）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。